

アメリカのオンライン接見と日本法への示唆

中 根 倫 拓[※]

- I はじめに
- II アメリカのビデオ接見の概要
- III ビデオ接見の権利性？
- IV 連邦の未決刑事施設におけるビデオ接見
- V 地方自治体・州の未決刑事施設におけるビデオ接見
- VI 検討
- VII 結論

I はじめに

2022 年まで開催された法務省の刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会、2023 年まで開催された法制審議会の刑事法（情報通信技術関係）部会において、オンライン接見の導入が議論されたものの、法制度としての導入は見送られた。しかし、オンライン接見は被疑者・被告人の接見交通権を強化する重要な手段となり得る。そして、これらの会議においては、諸外国の法制度について紹介する簡単な資料が配布されただけであり、また後述するように、この資料は不正確な情報を含んでいる。そのため、オンライン接見は比較法的・理論的検討がほとんどなされないまま、導入が見送られたという問題点がある。

また、日本語の先行研究においても、オンライン接見について比較法的検討がなされている文献はなく¹⁾、国内でオンライン接見を議論するための理論的基礎が十分に提供されていない。

そこで、本稿はいち早くオンライン接見の運用を開始したアメリカ法の状況を

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第 24 巻第 2 号 2025 年 8 月 ISSN 1347-0388

※ 成城大学治療的司法研究センター PD 研究員

分析することによって、オンライン接見の導入の一例を示し、日本法への導入に当たっての示唆を示す。なお、本稿は未決拘禁者と弁護人との接見を中心に検討する。

II アメリカのビデオ接見の概要

日本の「接見交通権」に直接相当する概念はアメリカ法にはない。そもそも、「接見」という概念はアメリカ法の影響を受けて制定された現行刑訴法以前から日本法に存在する²⁾。接見交通権は秘匿特権付き情報 (privileged communication) の一つである弁護人とのコミュニケーションに近いとも説明し得る³⁾。しかし、この説明は秘密性に焦点を当てたものであり、身柄拘束された未決拘禁者と弁護人とのコミュニケーションに焦点を当てたものではなく、また「特権」は後述するように、行政命令や施設の接見規則で用いられる用語で、いわば行政によって与えられる恩恵的利益ともいうべきものであり、制定法上の権利とは異なるものと理解されている。

アメリカでは、未決拘禁者を収容する施設は連邦犯罪では主に拘禁センター (detention center)、州犯罪では主に jail である。jail は拘置所と訳されることもあるが、未決拘禁者だけではなく、軽罪 (1年以下の自由刑又は罰金) の受刑者も収容していることから⁴⁾、本稿では原語通り表記する。

日本の「オンライン接見」に相当する確たる用語は、アメリカの連邦法・州法では存在しないが、州・地方自治体の施設のサイトでは、家族を含めた広いオン

-
- 1) 国際ジャーナルにおいてドイツのオンライン接見を検討した先行研究として、Tomohiro Nakane, 'Enhancing the Right of Access to a Lawyer for Detained Suspects and Accused Persons via Videoconferencing: The Situation in Germany and Proposals for Improvement' (2024) 3/2024 eucrim 230. なお、日本でも一部の警察署・拘置所において、電話・テレビ電話・FAXによる外部交通が認められている。日本弁護士連合会・接見交通権確立実行委員会『接見交通権マニュアル』(日本弁護士連合会・接見交通権確立実行委員会、第24版、2025) 54~58、157~162頁参照。
 - 2) 治罪法140条1項・144条1項、旧々刑訴法85条1項・88条、旧刑訴法45条。
 - 3) 指宿信「米国における秘密交通権をめぐる法的状況」立命310号(2006)39頁。
 - 4) BRYAN A. GARNER, BLACK LAW'S DICTIONARY 996, 1193 (12th ed. 2024).

ラインの通信手段として、「ビデオ接見」(video visitation) という用語が広く用いられている。そのため、本稿ではビデオ接見という用語を用いることにする。なお、外部の者との電話によるコミュニケーションは既に広く普及している。

そして、アメリカでは未決拘禁者と弁護人のビデオ接見の議論は盛んではなく、これに関する論文はほぼなく、実務的な情報が中心となる。その理由として、一旦 jail に収容された被疑者に対して、捜査官からの新たな取調べは原則行われないとされているため⁵⁾、弁護人へのアクセスは取調べ時の弁護人の立会いの場面に焦点が置かれているためと思われる。なお、警察署におけるビデオ接見の情報は見受けられない。

Ⅲ ビデオ接見の権利性？

修正 6 条の弁護人の援助を受ける権利には弁護人による効果的な援助を受ける権利が含まれる⁶⁾。Dressler の基本書によれば、アメリカ法曹協会の刑事司法基準に依拠して、弁護人による効果的な援助を受ける権利には依頼者が弁護人と早期に面談し、重要な判断のために助言を得ることも含まれる⁷⁾。もっとも、LaFave の基本書は公判の一晩の休廷の際に、裁判所が被告人と弁護人が相談することを禁じたことが弁護人による効果的な援助を剥奪したとして、修正 6 条違反を認定した判例や⁸⁾、諜報部員が弁護人と依頼者の会話を聞き、会話の内容を捜

5) 鳥伸一『アメリカの刑事司法：ワシントン州キング郡を基点として』(弘文堂、2002) 290 頁及び青木孝之『刑事司法改革と裁判員制度』(日本評論社、2013) 436 頁。日本の接見では取調べ対応の助言が重要な目的の一つであるのに対して、アメリカの接見の主な目的は答弁取引の条件の相談にあるようである。See Cynthia Alkon, *We Need to Talk: Modernizing Attorney-Client Jail Communications*, 59 U. RICH. L. REV. 199, 205, 221 (2025).

6) WAYNE R. LAFAVE ET AL., *CRIMINAL PROCEDURE* 757 (6th ed. 2016).

7) JOSHUA DRESSLER ET AL., *UNDERSTANDING CRIMINAL PROCEDURE, VOLUME 1: INVESTIGATION* 610 (8th ed. 2021). 同頁の日本語訳として、版は異なるものの、ジョシュア・ドレスラー／アラン・C・ミカエル著(指宿信監訳)『アメリカ捜査法』(レクシスネクシス・ジャパン、2014) 853 頁がある。秘密交通が保障されていると解しているかは明らかではない。

8) LAFAVE ET AL., *supra* note 6, at 767.

査官庁に報告した場合は修正6条違反になり得るとした判例を紹介しているものの⁹⁾、日本でいう接見交通権(=未決拘禁者が弁護人と秘密交通する権利)が修正6条の弁護人による効果的な援助を受ける権利に含まれると明示している文献は見当たらない(少なくとも連邦最高裁判例ではないようである¹⁰⁾)。また、Dresslerの基本書はアメリカ法曹協会の基準に依拠して、権利性を肯定しているが、これは協会が示した理想的な基準であり、権利を創設させるものではないと明記されているため¹¹⁾、憲法上の権利を認める根拠とはならない。日本の接見交通権に相当する概念がアメリカ法にないこともあり、接見一般が憲法上の権利として認められるかの判断は難しい。

連邦行政命令集28編551.117条(a)は連邦の施設長は、未決拘禁者に対し、週7日体制で弁護人との接見の機会を提供しなければならないとし、同540.205条(b)はその秘匿特権として秘密交通を規定する。同540.102条・540.204条(b)は弁護人と未決拘禁者の電話による秘匿特権としての秘密交通を認めており、また同540.106条はコロナウイルス支援・救済・経済安全保障法の対象緊急期間中の無料のビデオ接見の許可を規定している¹²⁾。平時のビデオ接見を認めた規定はない。

また、後述する特別区・7つの州の憲法においては、デラウェア州憲法1-12

9) LAFAVE ET AL., *supra* note 6, at 768.

10) *Coplon v. United States*, 191 F.2d 749, 758 (D.C. Cir. 1951) では、憲法上の権利性を肯定する州レベルの裁判例を紹介する。

11) CRIM. JUST. STANDARDS FOR THE DEF. FUNCTION Standard 4-1.1(b) (AM. BAR ASS'N 2017). なお、同4-2.2(a)は未決拘禁者と弁護人の対面の秘密交通、(b)は電話その他の通信設備による秘密交通を規定する。

12) 同500.1条により未決・既決両方に適用される。法制審議会一刑事法(情報通信技術関係)部会「諸外国における情報通信技術の活用に関する法制・運用の概要【暫定版・更新版】資料33-3」(2022)3頁(<https://www.moj.go.jp/content/001377786.pdf>, 2025年7月8日最終閲覧)では、検討会第1回のメリーランド州のビデオ接見の紹介を差し替え、連邦行政命令集を引用し、アメリカ法ではテレビ電話による通話が新型コロナウイルスの感染拡大を受けて応急的に認められていると紹介している。しかし、これは連邦犯罪に限定した規定であるため不正確であり、ビデオ接見が一般的に認められないとの誤った印象を与える点で妥当でない。後述のように、犯罪の大部分を占める州法上の犯罪におけるビデオ接見は各未決刑事施設においてパンデミック以前から既に広く認められており、また連邦の施設においても今後拡大する方向が示されている。

条が死刑事件における未決拘禁者と弁護人のアクセス権を規定しているのみである。そして、これらの法律においては、バーモント州法 28 編 804 条が弁護人との施設内の秘密交通を規定するのみである。ビデオ接見に関する規定はない。

未決刑事施設のサイトには、施設におけるビデオ接見は特権 (privilege) であって、権利 (right) ではないと説明しているものが多くおり¹³⁾、あくまでビデオ接見は各施設が定める接見規則の下で裁量的に認められているにすぎず、条件に違反した場合は取り消される。仮に未決拘禁者の場合も含めて、一般的に早期に弁護人と秘密に接見し助言を受けることに権利性が認められると解しても、ビデオ接見は接見という「権利」そのものではなく、その権利を実現するための「手段」であるため、施設の管理権を有する連邦、州又は地方自治体の広範な裁量に委ねられると考えられる。以上のように、少なくとも実務においては、未決刑事施設におけるビデオ接見は憲法上・法律上の権利としては認められず、各施設が裁量的に認めているにすぎない。

IV 連邦の未決刑事施設におけるビデオ接見

連邦法上の犯罪である連邦犯罪における未決拘禁者は連邦の施設に収容される¹⁴⁾。連邦には未決拘禁者収容のための専門施設として、5つの連邦拘禁センター、3つの大都市拘禁センターがある¹⁵⁾。これらを含めて、合計 17 の施設で未決拘禁者を収容している¹⁶⁾。

連邦刑事施設局 (以下 BOP) が作成したハンドブックによれば、シェリダン

13) *E.g.*, Harris County, *Video Visitation Rules for Off-Site Visitation*, <https://www.harriscountytexas.gov/About/Video-Visitation-Rules-for-Off-Site-Visitation> (last visited July 8, 2025).

14) Federal Bureau of Prisons, *Federal Inmates*, <https://www.bop.gov/inmates/> (last visited July 8, 2025).

15) Federal Bureau of Prisons, *Our Locations*, <https://www.bop.gov/locations/list.jsp> (last visited July 8, 2025).

16) Federal Bureau of Prisons, *Pretrial Detention Legal Access Handbook*, 4, https://www.bop.gov/inmates/docs/pretrial_legal_access/pretrial_detention_legal_access_handbook_ENG.pdf (last visited July 8, 2025). 同頁によれば、他の未決拘禁設備のある施設に収容されることもある。

連邦矯正施設とブルックリン大都市拘禁センターに収容されている未決拘禁者のみ弁護人とのビデオ接見が可能である¹⁷⁾。

ヒューストン連邦拘禁センターのサイトにおいても、ビデオ接見の利用方法の説明がある¹⁸⁾。主な秘密保持のためのコミュニケーション手段として、書面によるコミュニケーション又は対面の接見によるべきとする¹⁹⁾。弁護人はできる限り時間内に対面で接見すべきであるが、例えば訪問ができず、電話ではニーズを満たさない場合は監視なしのビデオ接見の日程が決定されるとする²⁰⁾。ツールは Webex が採用されている²¹⁾。

司法省の諮問グループが、2023年に「連邦刑事施設局の公判前施設における弁護人へのアクセスに関する報告書及び勧告」を公表した²²⁾。この報告書は連邦レベルでのビデオ接見の実施状況を以下のように説明する。連邦レベルではCOVID-19のパンデミックの際に、ビデオ接見の導入が進展した²³⁾。連邦裁判所のオンライン手続は、主に Webex により行われ、多くの公判前施設においても、拘禁された依頼者と弁護人間のコミュニケーションを円滑にするために採用された²⁴⁾。パンデミック終息後は、多くの公判前施設は弁護人と依頼者のビデオ接見を廃止した²⁵⁾。施設の所長達は一貫して、人員不足のため、対面での法的接見をフル稼働で維持しつつ、ビデオ接見や通話を促進するのは難しいと指摘している²⁶⁾。ビデオ接見は現在、常勤職員によって運営されているため、依頼

17) *Id.* at 9.

18) U.S. Department of Justice Federal Bureau of Prisons, *Legal Guide to the Federal Detention Center Houston, Texas*, 14 (2025), https://www.bop.gov/locations/institutions/hou/hou_legal.pdf?v=1.0.1 (last visited July 8, 2025).

19) *Id.*

20) *Id.*

21) *Id.*

22) Advisory Group of DOJ Components, *Report and Recommendations Concerning Access to Counsel at the Federal Bureau of Prisons' Pretrial Facilities* (2023), https://www.justice.gov/d9/2023-07/2023.07.20_atj_bop_access_to_counsel_report.pdf (last visited July 8, 2025).

23) *Id.* at 23.

24) *Id.* at 23.

25) *Id.* at 23.

26) *Id.* at 23.

された接見の未達成、本来の業務の未完了又はその両方が発生する²⁷⁾。ビデオ接見ではビデオ会議を補助し、各ビデオ会議中に未決拘禁者を監視する担当の職員が必要であるが、他方職員が対面の接見業務を割り当てられている場合、一人の職員が同時に複数の対面の接見を監視可能である²⁸⁾。現在、5つの公判前施設が何らかの形でビデオ接見を継続しており、6つ目の施設が2023年夏にビデオ接見を再開する予定とされている²⁹⁾。シカゴ大都市矯正センターでは、通常の接見時間内に Webex 又は Microsoft Teams を利用した弁護人とのビデオ接見を行っている³⁰⁾。接見にはイリノイ州北部地区連邦地方裁判所が購入・管理している iPad が使用され、同センターでは施設の被収容者は、接見中の秘密が守られるよう、iPad のある弁護人接見室に案内される³¹⁾。さらに、サンディエゴ大都市矯正センターの報告によると、弁護人は依頼者とビデオ接見を行うことができ、パンデミック以前の接見時間に戻ってからは、そのような接見の要請は減少しているものの、同センターはビデオ会議技術に関する全国的な指針の作成を要請し、BOP にタブレットの購入を検討するよう促した³²⁾。また、米国保護観察局は被拘禁者のビデオ接見の実施を定期的に要請している³³⁾。

依頼者とビデオ接見した弁護人のほとんどは、ビデオ接見は有益であり、依頼者と秘密に法的助言をする機会が提供されたと報告している³⁴⁾。全体的な需要の減少にもかかわらず、諮問グループはビデオ接見の利用可能性が対面の接見の補助手段として有用であると考え³⁵⁾。自分の地区外の公判前施設に収容されている依頼者を持つ弁護人が直接接見するためには、飛行機を利用し、多くの場合一泊する必要がある、特に一刻を争う事件の場合は実現不可能な場合もあり、たとえ 15 分程度の話し合いであっても多大な資源を必要とすることから、これ

27) *Id.* at 23.

28) *Id.* at 23.

29) *Id.* at 23.

30) *Id.* at 24.

31) *Id.* at 25.

32) *Id.* at 25.

33) *Id.* at 25.

34) *Id.* at 23.

35) *Id.* at 24.

らの弁護士はビデオ接見の重要性を強調した³⁶⁾。また、多くの弁護士はビデオ会議には例えば、弁護士は画面共有機能を使って、証拠開示・司法取引その他に関する書面資料を迅速に確認することができるなどの電話では利用できない機能があることを強調した³⁷⁾。フィラデルフィア連邦拘禁センターは、ビデオ接見の要請は大幅に減少しているものの、ビデオ会議による弁護士と依頼者の秘密交通を促進するために、専用の部屋を1室維持する予定である³⁸⁾。利用可能な部屋に限りがあるため、州外から又は差し迫った裁判に関する要請を優先する予定であるとする³⁹⁾。

他方、マイアミ南部地区連邦弁護士事務所の報告によると、ビデオ接見の時間が午前6時30分から午前8時30分であったところ、ファイアウォールにより弁護士は自宅から会議にログインできないため、マイアミ連邦拘禁センターの依頼者とのビデオ会議に参加するためには、朝6時に事務所に出勤する必要があったという⁴⁰⁾。

注目すべきは、刑事弁護士と弁護士へのアクセスのベストプラクティスについて専門的な知識を持つ全国組織の両方が、ビデオ接見は対面での法的接見の代替ではなく、むしろそれを補うものであるべきだと強調していることであるとする⁴¹⁾。彼らはビデオ接見は秘密性の懸念があると指摘し、また依頼者との関係構築のために対面での接見の重要性を強調した⁴²⁾。

本報告書は結論として、対面での法的接見を補完するために、ビデオ接見の利用可能性を拡大すべきと勧告する⁴³⁾。短期的には、連邦、州及び地方の施設で得た教訓の追跡調査を実施し、その調査に基づいてBOPは諮問グループと協議の上、ビデオ会議技術の使用に関する全国的な指針を作成・提供すべきとし、また長期的には、これらのコミュニケーションを促進するための専門職員のための

36) *Id.* at 24.

37) *Id.* at 24.

38) *Id.* at 24.

39) *Id.* at 24.

40) *Id.* at 23.

41) *Id.* at 25.

42) *Id.* at 25.

43) *Id.* at 27.

資金提供を検討すべきとする⁴⁴⁾。

V 地方自治体・州の未決刑事施設におけるビデオ接見

未決拘禁者の約9割が地方自治体・州の施設に収容されている⁴⁵⁾。州法上の犯罪は原則として地方自治体 (local government: 郡 (county)、市 (city) 又は町 (town)) の jail の管轄である⁴⁶⁾。1982年時点では、全米3493の jail のうち、約2900の jail が郡、約600の jail が市・町の管轄とされている⁴⁷⁾。例外として、コロンビア特別区と人口の少ない以下の7つの州では特別区又は州の直轄となる。この場合の施設名は jail でないものも多い。下記コロンビア特別区のようなロビー式ビデオ接見は1995年に導入され、現在主流の遠隔型ビデオ接見は2012年頃に導入されたようである⁴⁸⁾。現在600を超える刑事施設がビデオ接見を導入している⁴⁹⁾。この増加の背景には、刑事施設の負担軽減、違法物品の流入防止及び通信事業社からの経済的便宜があるとされる⁵⁰⁾。ビデオ接見の可否・運用は、施設を管轄する地方自治体によって様々であり、その全てを調査することは不可能である。そこで、以下では未決刑事施設を直轄するコロンビア特別区と7つの州のビデオ接見の運用を見ていく。各特別区法・州法にはビデオ接見に関する規

44) *Id.* at 28.

45) Alkon, *supra* note 5, at 241.

46) See GARNER, *supra* note 4, at 996, 835. 山本了宣「実務家及び研究者へのアンケートを手掛かりとした、刑事手続IT化に関する諸外国の実情調査と考察」(2021) 44頁 (https://www.kinbenren.jp/declare/2021/2021_11_19-2-01_2.pdf, 2025年7月8日最終閲覧) ではビデオ接見の例として、ペンシルベニア州矯正局を紹介するが、同州矯正局の管轄は刑務所のみであり、未決拘禁者の接見とは無関係である。

47) ローク・M・リードほか『アメリカの刑事手続』(有斐閣、1987) 29頁。同28頁によれば、連邦からの委託により連邦犯罪の被疑者・被告人も州又は郡の施設に収容される。

48) See Christine Tartaro & Marissa P. Levy, *Visitation Modality Preferences for Adults Visiting Jails*, 97 PRISON J. 562, 567 (2017).

49) Alexandre Bou-Rhodes, *Straight to Video: America's Inmates Deprived of a Lifeline through Video-Only Visits*, 60 B.C. L. REV. 1243, 1254 (2019).

50) Timothy B. Lee, *Jails are Replacing Visits With Video Calls: Inmates and Families Hate it*, *Ars Technica* (May 14, 2018), <https://arstechnica.com/tech-policy/2018/05/jails-are-replacing-in-person-visits-with-video-calling-services-theyre-awful/> (last visited July 8, 2025).

定はなく、各矯正局の運用により実施されている。

1. コロンビア特別区

コロンビア特別区では、2012年より家族・友人とのビデオ接見が実施されている⁵¹⁾。もっとも、このビデオ接見は施設内のビデオ接見センターを介して実施される⁵²⁾。すなわち、他の多くの施設と異なり、利用者は実際に施設に訪問しなければならない。2024年からは公共図書館からのアクセスも開始されている⁵³⁾。もっとも、弁護人とはビデオ接見ではなく、対面の接見が年中無休で実施される⁵⁴⁾。

2. コネチカット州

コネチカット州では2020年にビデオ接見が導入された⁵⁵⁾。ビデオ接見はMicrosoft Teamsにより、PC、タブレット又はスマートフォンを通して実施される⁵⁶⁾。料金は無料であり、身分証明書の提示が必要である⁵⁷⁾。全てのビデオ接見は録画されるが、他方面会者が個人的な機器を使ってビデオ接見を録画することは禁止されている⁵⁸⁾。ビデオ接見する際も、行動及び服装に関する規則を遵

51) DC. gov, *Video Visitation at the DC Jail* (2012), <https://doc.dc.gov/release/video-visitation-dc-jail> (last visited July 8, 2025).

52) *Id.*

53) DC. gov, *Online Scheduling for Video Visitation/Scheduling for Face to Face Visitation*, <https://doc.dc.gov/service/online-scheduling-video-visitationscheduling-face-face-visitation> (last visited July 8, 2025).

54) DC DOC, *Frequently Asked Questions: Central Detention Facility (D.C. Jail) Video Visitation*, 2 (2012), https://doc.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/doc/publication/attachments/DOC_vvc_frequently_asked_questions_updated_aug_2012.pdf (last visited July 8, 2025). 同1頁によれば、ビデオ接見の導入の目的は接見機会を増やし、接見をよりよく管理し、全体的コストを削減する点にある。

55) State of Connecticut Department of Correction, *For Immediate Release Department of Correction Initiates Video Visitation Program*, 1 (2020), <https://portal.ct.gov/-/media/doc/pdf/coronavirus-3-20/press-release-doc-video-visitation-111320.pdf> (last visited July 8, 2025).

56) CT. GOV, *General Visiting Information*, <https://portal.ct.gov/doc/miscellaneous/visiting> (last visited July 8, 2025).

57) *Id.*

58) *Id.* これらに弁護人も含まれるかは不明である。

守する必要がある⁵⁹⁾。一部施設では、接見スペースが限られているため、弁護人の場合でもビデオ接見の事前予約が強く推奨されている⁶⁰⁾。事前承認されていない第三者が同席した場合は、ビデオ接見は中止される可能性があり、重大又は繰り返しの違反の場合は、未決拘禁者又は面会者はビデオ接見特権が剥奪される場合があり、そして接見が中止された場合は未決拘禁者の懲戒処分が検討され、今後の接見が拒否される可能性がある⁶¹⁾。

3. ウェストバージニア州

民間の刑事施設向けの通信事業社である GTL (ViaPath Technologies) 社のツールを採用しており、これにより PC 又はモバイルデバイスからビデオ接見できる⁶²⁾。州矯正・更生局のサイトには簡単な説明しかなく、弁護人とのビデオ接見に関する情報は記載されていない。なお、ウェストバージニア州行政命令集 95-1-15.2 条は施設内での弁護人との対面での秘密交通、同 95-1-17.9 条は秘密の電話を規定する。

4. ハワイ州

2021 年より、被収容者は GTL 社のツールにより、タブレットを使用し、ビデオ接見ができる⁶³⁾。タブレットは被収容者に無料で提供されるが⁶⁴⁾、支払いは被収容者とビデオ通話を受ける側の負担となる⁶⁵⁾。弁護人とのビデオ通話は監

59) *Id.*

60) CT. GOV, *Privileged/Professional Visit Contact Information*, <https://portal.ct.gov/doc/miscellaneous/privileged-professional-visit-contact-information> (last visited July 8, 2025).

61) State of Connecticut Department of Correction Administrative Directive 10.6, § 8.e.i.4, § 7.c.iv, § 7.d, § 8.r, § 8.s (2020).

62) WV. gov, *Offender Calling and Video Visits*, <https://dcr.wv.gov/services/offenderservices/Pages/calling.aspx> (last visited July 8, 2025).

63) State of Hawaii Department of Corrections and Rehabilitation, *Inmate Tablet Service Update* (2021), <https://dcr.hawaii.gov/wp-content/uploads/2021/09/PSD-Website-Information-Tablet-Service-Update.pdf> (last visited July 8, 2025).

64) *Id.*

65) State of Hawaii Department of Corrections and Rehabilitation, *Hawaii Community Correctional Center (HCCC)*, 4 (2024), <https://dcr.hawaii.gov/wp-content/uploads/2024/11/HCCC-Inmate-Procedures-Update-11.14.24.pdf> (last visited July 8, 2025).

視・録画の対象とならない⁶⁶⁾。被収容者がタブレットを使用した際に、施設の規則に違反した場合（逃亡計画、面会者リストに記載されていない者との接触など）、その面会者とのビデオ接見禁止・最長24ヶ月間の対面の接見禁止などの懲戒処分が下される⁶⁷⁾。ビデオ接見は特権であり、いつでも取り消され得る⁶⁸⁾。オアフコミュニティ矯正センターでは、三者間ビデオ通話が禁止されている⁶⁹⁾。

5. ロードアイランド州

ビデオ接見を含む接見は権利ではなく特権であり、この特権はロードアイランドの矯正局の管理部によって許可、不許可、一時停止又は取り消されることがある⁷⁰⁾。利用料金は20分5ドルであり、弁護士はビデオ接見の登録時に、自身の写真、政府発行の写真付きIDの写真及び有効な弁護士カードを提出しなければならない⁷¹⁾。全ての面会者は遅くとも24時間前に予約しなければならない。事前承認されていない第三者が同席した場合は中止になり得る⁷²⁾。また、全てのビデオ接見参加者は適切な服装をしなければならず、被収容者も対面の接見と同様の適切な服装をしなければならず、そして適切な振る舞いを維持しなければならない⁷³⁾。弁護士とのビデオ接見は監視・録画されない特権を有するが、その接見自体は記録される⁷⁴⁾。Securus Technologies社のツールを採用し、写真・手紙その他の文書の画面表示は、弁護人の弁護活動内である限り認められる⁷⁵⁾。

66) *Id.*

67) *Id.*

68) *Id.*

69) State of Hawaii Department of Corrections and Rehabilitation, *Oahu Community Correctional Center (OCCC)*, 6 (2022), <https://dcr.hawaii.gov/wp-content/uploads/2022/04/OCCC-Inmate-Procedures-Update-3.30.22.pdf> (last visited July 8, 2025).

70) State of Rhode Island Department of Corrections, *Visitation*, <https://doc.ri.gov/family-visitors/visitation> (last visited July 8, 2025).

71) State of Rhode Island Department of Corrections, *Video Visitation Information*, <https://doc.ri.gov/more-resources/facilities/anthony-p-travisono-intake-service-center> (last visited July 8, 2025).

72) *Id.*

73) *Id.*

74) *Id.*

75) *Id.*

6. デラウェア州

ベイラー女性矯正施設の大多数の受刑者は、毎週 15 分又は 30 分単位で、対面の接見に加えてビデオ接見を 1 回することができる⁷⁶⁾。GTL 社のツールが採用されている⁷⁷⁾。州矯正局のサイトにはビデオ接見に関する情報がほとんどなく、他の施設のビデオ接見に関する情報もない。

7. アラスカ州

2025 年 7 月 8 日時点、州矯正局のサイトを閲覧できない状態になっており、ビデオ接見に関する情報は不明である。

8. バーモント州

州矯正局のサイトには、弁護士とは秘密が保持されたビデオ接見が可能との簡単な説明が記載されるにとどまる⁷⁸⁾。ICS Corrections 社のツールが採用されている⁷⁹⁾。

VI 検討

1. オンライン接見の意義と権利性

アメリカ法では、未決拘禁者のビデオ接見は権利としては保障されておらず、州レベルでの導入の背景には刑事施設の負担軽減、違法物品の流入防止及び通信事業社からの経済的便宜があり、被疑者・被告人の権利拡大を目的として導入されたものではない。また、導入の際には法改正はなされていない。もっとも、司法省の諮問グループの報告書によれば、連邦の施設では秘密交通が認められたと

76) Delaware. gov, *Visit an Inmate*, https://doc.delaware.gov/views/visit_inmate.blade.shtml (last visited July 8, 2025).

77) *Id.*

78) Agency of Human Services Department of Corrections, *Correctional Facilities*, <https://doc.vermont.gov/correctional-facilities> (last visited July 8, 2025).

79) Agency of Human Services Department of Corrections, *Welcome to the Vermont Department of Corrections Constituent Services Unit*, <https://doc.vermont.gov/information-inmate-families-and-friends#Tablet%20Information> (last visited July 8, 2025).

される。また、jailのサイトを見ても秘密交通を認める施設は多い。他方、パンデミック以前から多くの事例で通信事業社が日常的に弁護人とのビデオ接見を録音し、検察官に渡していたとの指摘もある⁸⁰⁾。では、日本法においてオンライン接見は接見交通権（刑訴法39条1項）の保障範囲に含まれるのであろうか。

司法省の諮問グループの報告書は、実務における肯定的な評価を踏まえて、ビデオ接見は対面の接見を補完するものとして拡大すべきとする。法律事務所と刑事施設の距離が遠い場合や悪天候で訪問が困難な場合に、オンライン接見は迅速な接見を可能にし、憲法34条前段の弁護人依頼権の保障を実質化する。接見交通権は憲法に由来する権利であり、刑事施設の所在地や天候によって保障内容を異にすべきではない。また、特に初回接見は憲法上の保障の出発点であり、オンライン接見を導入すれば、より迅速な接見が確保できる。その際、取調べ対応の助言をすることで憲法38条1項（及び自由権規約14条3項(g)）の自己負罪拒否特権の保障にも資する。そのため、憲法の下位に位置する法律である刑事訴訟法も、憲法の趣旨に即して解釈すべきである。

そして、オンライン接見が導入されれば、これまで以上に被疑者・被告人は頻繁に弁護人と連絡を取ることによって、裁判に向けて入念な準備ができ、特に否認事件や複雑な事件において、公正な裁判（自由権規約14条1項2文）の実現に寄与する。さらに、現在ではビデオ会議の導入に過大な費用は要しないため、全国的にも導入可能であり、無罪推定（自由権規約14条2項）の観点からは一般市民が使えるオンラインツールの利用はできる限り許容すべきである。加えて、裁判に向けて入念な準備を可能にすることによって、迅速な裁判（自由権規約14条3項(c)、憲法37条1項）の実現にも資する。そして、マンデラ・ルールズ120.1条・61.1条は、被拘禁者は遅滞なく法的助言を受けることができ、相談のための十分な便益が提供されると規定する（自由権規約14条3項(b)も参照）。このように、オンライン接見は様々な国際人権法上の権利に資する。そのため、憲法98条2項の国際法遵守義務に基づき、下位の法律も国際法の趣旨に適合するよう解釈すべきである。

80) Alkon, *supra* note 5, at 203.

したがって、「接見」(刑訴法 39 条 1 項)にはオンライン接見も含むと解すべきである。なお、施設によって運用が異ならないよう、次回の法制化の検討の際にはオンライン接見が接見交通権に含まれる旨を明文で規定すべきである。そして、オンライン接見も接見交通権に含まれと解するのであれば、その秘密交通を保障すべきであり、料金も無料とし、時間や回数も対面と同程度に保障すべきである。

2. 秘密交通を保障するためのオンラインツール

アメリカのビデオ接見では、GTL と Securus Technologies という二つの刑事施設向けの通信事業社が提供するオンラインツールが市場の 79% を占める⁸¹⁾。これらのサービスは家族・友人とのビデオ接見の監視を任務としているため、未決拘禁者と弁護人間のビデオ接見の監視・録音の危険を孕んでいる。

少数ながら、上記の連邦のシカゴ大都市矯正センターやコネチカット州、さらにはニューヨーク市などのように Microsoft Teams を採用している施設もあり、同市は遠隔での法廷審理などの司法におけるビデオ会議の場面において、統一的に Microsoft Teams を採用している⁸²⁾。

他方、全米 5 州の 42 の未決刑事施設では、Juris Link 社の弁護人向けの秘密性の高いツールが採用されている⁸³⁾。同社の会議は暗号化されており、監視・録画されず、また同社は刑事施設内の同社の全ての設備を所有・管理しており、施設側は機器にアクセスできない⁸⁴⁾。

日本においてオンライン接見を導入する際には、日本に刑事施設向けの通信事業社はないため、一般向けのビデオ会議ツールを採用することが想定される。民事裁判手続の IT 化の際に採用された Microsoft Teams は、現在深刻なセキュリ

81) Alkon, *supra* note 5, at 228.

82) New York City Department of Correction, *Microsoft Teams Video Teleconferencing*, <https://www.nyc.gov/site/doc/inmate-info/schedule-attorney-video-teleconference.page> (last visited July 8, 2025).

83) Juris Link, *Locations*, <https://www.jurislink.com/jail-with-jurislink> (last visited July 8, 2025).

84) Juris Link, *Secure Innovative Efficient*, <https://www.jurislink.com/> (last visited July 8, 2025).

ティリスクは報告されておらず、また民事手続との統一性の観点からも弁護人に便宜となる。したがって、当面は日本においては Microsoft Teams が適切なツールといえよう。将来的には Juris Link 社のような秘密性の高いツールの開発が期待される。

なお、実際のビデオ会議における機能として、ニューヨーク市は弁護人の場合も撮影・録画を禁止しているが⁸⁵⁾、他の施設ではこのような禁止はほとんど見られない。これを認めるかは対面の接見時の写真撮影・録音を認めるかと同様の問題である。また、チャット機能については、口頭での秘密交通が認められるにもかかわらず、これを禁止する理由はないであろう。そして、画面共有については、司法省の諮問グループの報告書・ロードアイランド州のサイトにあるように認められており、口頭か映像かで逃亡・罪証隠滅の危険は異ならないため、認めるべきである。

3. なりすまし・第三者の同席への対策

ニューヨーク州サフォーク郡では、弁護人が未決拘禁者にビデオ接見するためには郡内の2か所の裁判所のうち1か所に赴かなければならない⁸⁶⁾。もっとも、このようなアクセスポイントはアメリカでは一般的に採用されておらず、他方司法省の諮問グループの報告書では法律事務所をアクセスポイントとする事例が紹介されている。アクセスポイントを限定すると、弁護人へのなりすまし・第三者の同席の危険は軽減されるが、オンライン接見のメリットである簡易・迅速な弁護人へのアクセスという利点は半減されてしまう。そのため、アクセスポイントを導入するとしても法律事務所も含めるべきである。

アラバマ州チャンバース郡といったいくつかの施設では NCIC Correctional Services 社のツールを採用しており、このツールには顔認証機能が含まれており、これを用いて本人確認をしている⁸⁷⁾。既に日本においても民間企業がビデオ会

85) New York City Department of Correction, *NYC DOC Protocol for Video Teleconferencing*, 4 (2021), <https://www.nyc.gov/assets/doc/downloads/pdf/VTC%20DOC%20PROTOCOL%2010-12-2021.pdf> (last visited July 8, 2025).

86) NY COURTS. GOV, *In-Custody Video Conferencing*, <https://ww2.nycourts.gov/courts/10jd/suffolk/VC.shtml> (last visited July 8, 2025).

議において顔認証技術を併用できるシステムを提供しているため、これにより弁護人へのなりすましを防止すべきである。

また、第三者の同席の可能性をゼロにすることはできないが、弁護士会の研修や懲戒処分といった弁護人側の抑止策だけではなく、コネチカット州・ハワイ州・ロードアイランド州のように第三者を同席させた場合は、オンライン接見を中止・禁止するといった未決拘禁者側にも不利益が生じ得る制度設計であれば、抑止力を高めることが可能である。

4. 対面・電話といった従来の接見手段との関係

司法省の諮問グループの報告書にあるように、依頼者と弁護人の信頼関係構築のためには従来通りの対面での接見が重要であり、オンライン接見は秘密性の懸念からも補完的に用いるべきである。また、対面での接見は未決拘禁者の精神的安定にも寄与する。他方、電話は機材の設定を必要とせず、迅速に用件を伝達できるメリットがある。そして、オンライン接見には前述の利点がある。もっとも、弁護人が時間短縮のために、オンライン接見で済ますことが常態化すれば、現在の接見交通権の保障を下げることになる。そこで、対面を原則としつつも、例外的に電話・オンラインにより補完する運用・改正によって、接見交通権の保障を高めるべきである。

Ⅶ 結論

オンライン接見は憲法上の弁護人依頼権の保障を実質化し、また国際人権法上の権利に資する重要な意義を有するため、「接見」(刑訴法 39 条 1 項)に含まれると解すべきである。その帰結として、オンライン接見においても秘密交通を保障すべきであり、そのツールとしては当面は Microsoft Teams を採用すべきであるが、Juris Link 社のような秘密性の高いツールの開発が期待される。また、弁護人へのなりすまし対策として、顔認証技術を活用すべきであり、第三者の同

87) Chambers County Sheriff's Office, *Jail Information* (2024), <https://chamberscountysheriff.com/detention-facility/f/jail-information> (last visited July 8, 2025).

席対策としては、弁護人・未決拘禁者双方から抑止力を高める制度設計が求められる。そして、対面を原則としつつも、例外的に電話・オンラインで補完することによって、接見交通権をより実効的に保障すべきである。今後拡大が予定されている外部交通についても、このような運用が期待され、衆参の法務委員会の附帯決議で示された次回のオンライン接見の法制化の検討の際には、これらの明文化が望まれる。